

令和 7 年 6 月 定 例 会

総務建設委員会録

開催日時 令和 7 年 6 月 20 日（金曜日） 午前10時00分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第33号

専決処分の承認を求めることについて

（有田市税条例の一部を改正する条例）

議案第35号

有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第36号

有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第37号

有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

出席委員 岡田行弘委員長・嶋田 英副委員長

福永広次委員・生駒三雄委員

成川 満委員・一ノ瀬敦子委員

川島 強委員

児嶋清秋議長

当 局

経営管理部 宮崎三穂子経営管理部長・早川ちひろ経営管理部理事

御前一晃経営管理部理事・山本芳規経営管理部参事

石井滝称経営企画課長・福永晃久病院企画室長

福田典久デジタル推進室長・山崎希恵税務課長

南村尚史総合行政委員会事務局長

桑原伸浩総合行政委員会事務局次長・濱口 裕総務係長

嶋田真也人事係長・上野山緑市民税係長

経済建設部 脇村哲弘部長・野井嘉人ふるさと創生室長

児嶋利樹産業振興課長・酒井宗博有田みかん課長

児嶋信毅建設課長・上野山猶哉建設課主幹

筋原 章都市整備課長・南村啓太商工観光係長
高野芳隆水産係長・福田展樹みかん農政係長
志水公平工務係長・北裏展之計画整備係長
嘉藤峰征公共建築係長

消 防 本 部 鎌田利宏消防本部消防長・武田一之消防本部次長

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○岡田委員長： ただいまより総務建設委員会を開催します。

当委員会に付託されました議案第33号 専決処分の承認を求めることについて
（有田市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
当局の説明を求めます。

○山崎税務課長： 議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

（有田市税条例の一部を改正する条例）の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○成川委員： 地方税法の改正に伴う改正ということで、特定親族という言葉が各条項に追加されているが、簡単に特定親族とは何か教えてください。

○山崎税務課長： 特定親族とは、19歳から23歳未満の大学生年代の子に特定扶養控除がありますが、所得の制限がございまして、所得を超えると扶養から外れてしまうということで、就業調整がされています。人手不足の中でできるだけ就業を続けてもらいたいということで、扶養控除を外れても所得123万までは段階的に特別控除を受けるという制度の創設でございます。

○成川委員： 従来の扶養親族にプラスして、特定親族を制度として入れるということかな。

○山崎税務課長： 所得がある程度あり今まで扶養から外れてしまい控除がないという状態から、もう少し所得が増えてもある程度の控除があるようにということでございます。

○成川委員： そうということだと思うのだけど、簡単に特定親族というのは、何歳から何歳までで、いくらのことを特定親族と言いますと簡潔に教えてほしい。いろいろ入れないで、簡潔に言ってください。

○山崎税務課長： 19歳から23歳未満の大学生年代の子で、所得58万を超えて123万

円以下の人を対象とする特定親族特別控除の創設でございます。

○成川委員： 了解。

○岡田委員長： ほかに御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (承 認)

○岡田委員長： 次に、議案第35号 有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。当局の説明を求めます。

○山本経営管理部参事： 議案第 35 号

**有田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の説明**

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第36号 有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
当局の説明を求めます。

○山本経営管理部参事： 議案第 36 号

**有田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の説明**

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。

御質疑ありませんか。

○一ノ瀬委員： 妊娠や出産にかかる申出をした職員に意向を確認するところなんですが、女性が妊娠出産に関わることなんですが、妊娠出産期のもし体調の悪いときに、御主人さんがこの両立支援に関する制度を使いたいっていうことも可能なんですか。

○山本経営管理部参事： 可能でございます。

○一ノ瀬委員： ありがとうございます。

○岡田委員長： ほかに御質疑ございませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

○岡田委員長： 次に、議案第37号 有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。
当局の説明を求めます。

○山本経営管理部参事：議案第37号

有田市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個
人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の説明

○岡田委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。
御質疑ありませんか。

○委 員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

閉 会 午前10時33分